

補助金の見直しについての提言書

令和 6 年 9 月

土浦市補助金等検討委員会

補助金の見直しについての提言書

土浦市補助金等検討委員会規則の規定に基づき、土浦市が交付する補助金について検討したので、その見直しについての基本的な考え方を次のとおり提言いたします。

土浦市長 安 藤 真 理 子 殿

令和 6 年 9 月 30 日

土浦市補助金等検討委員会

委 員 長 定 野 司

副委員長 荒 木 雅 江

委 員 猪 俣 弘 一

委 員 古 徳 尚 子

委 員 吉 田 薫

目 次

1	はじめに	3
2	補助金の見直しに当たって	
(1)	平成 30 年度提言の検証	4
(2)	補助金の現状の分析	5
3	補助金の見直しの視点	8
4	補助金の見直しの方法	
(1)	見直しのフローチャート	9
(2)	補助金の分類及び審査方法	9
5	補助金の審査結果	
(1)	判定について	1 2
(2)	審査における意見について	1 3
6	今後の補助金の在り方について	1 5
7	終わりに	1 8
参考資料		
	土浦市補助金等検討委員会審議経過	2 0
	土浦市補助金等検討委員会委員名簿	2 1
	土浦市補助金等検討委員会規則	2 2

別冊

令和 6 年度補助金審査判定一覧表

1 はじめに

我が国の経済は、海外経済の緩やかな成長と、金融緩和の影響などを背景に、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在成長率を上回る成長が期待されている。¹

しかしながら、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加や、頻発・激甚化する自然災害によるリスクなど、経済を取り巻く不確実性はさらに高い状況にある。

地方財政においては、行政需要は拡大する傾向にあり、さらに厳しい環境にある。市民のニーズに確実に答えていくためには、真に必要な事業を選択し、スクラップアンドビルドを進めることで行財政改革をより一層推進していかなばならない。

土浦市においては、「土浦市行財政改革大綱」に基づき、平成 24 年度及び平成 30 年度に補助金等検討委員会において補助金等の見直しが検討され、その整理合理化・適正化に向けた提言がなされてきた。

それから 6 年が経過し、令和 6 年 2 月には「第 6 次土浦市行財政改革大綱」に代わる「行財政集中改革プラン」が策定され、改革の基本方針の一つである「持続可能な財政運営の確立」に向け、財源の制約が見込まれる中でも各種施策を展開するため、改めて歳出の抑制が位置付けられたところである。

このようなことから、当補助金等検討委員会は、令和 6 年度に予算化されている全補助金 173 件について検討するものとし、委員会の会議を全て公開した上で、個々の補助金についての現状分析をはじめ、その必要性や妥当性について様々な視点から審査し、検証した。

以下、その検証経過と考え方を明記し、当委員会の提言とするものである。

¹日本銀行 経済・物価情勢の展望（展望レポート） 2024 年 7 月（背景説明を含む全文）
<https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/index.htm>（参照：2024-09-24）

2 補助金の見直しに当たって

(1) 平成 30 年度提言の検証

土浦市では、平成 13 年度、平成 24 年度及び平成 30 年度に補助金等検討委員会を開催し、個々の補助金の現状分析をはじめ、あらゆる視点から検討、検証を行い、提言を受けている。

平成 30 年度の補助金等検討委員会（以下「H30 委員会」という。）における検討内容の概要は、次のとおりである。

○対象件数等

- ・平成 30 年度補助金 152 件 1,701,679 千円（一般会計分については、予算額の 3.1%）
- ・うち見直し対象 126 件 1,107,432 千円（国県補助、新設 3 年未満のもの等を除外）

○検討結果・提言

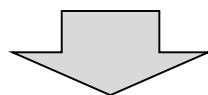
・不要	10 件	3,310 千円
・要改善	61 件	373,221 千円
・継続	55 件	730,901 千円
計	126 件	1,107,432 千円

提言を受けた 126 件の補助金のうち、令和 6 年度も予算化されているものは、106 件である。

この中には、H30 委員会において「不要」と判定されたにもかかわらず存続している補助金 4 件が含まれている。この 4 件が存続している理由については、各々個別の事情による理由や目的が認められるが、補助対象事業・経費の内容やその金額について改めて精査し、事業の公益性や補助金支出の妥当性などについて、再度判断する必要があると考えられる。

○平成 30 年度審査対象補助金提言別の令和 6 年度予算状況

区 分	不要		要改善		継続		計	
H30 年度	10 件	3,310 千円	61 件	373,221 千円	55 件	730,901 千円	126 件	1,107,432 千円



R6 年度	4 件	1,600 千円	53 件	408,108 千円	49 件	654,249 千円	106 件	1,063,957 千円
廃止	6 件	—	8 件	—	6 件	—	20 件	—

(2) 補助金の現状の分析

ア 補助金予算額の推移

平成 30 年度からの補助金予算額の推移は下表のとおりであり、予算規模に対する構成割合は 2.9%から 4.9%の間となっている。

令和 6 年度は、コロナ禍からの景気回復により、市税収入の増加が見込まれるものの、持続可能な財政運営を確立することを課題として、必要性、緊急性などを検証し、選択と集中により、将来を見据えた予算編成を行っている。

【一般会計当初予算額の変遷】

年度	一般会計予算額	補助金予算額、構成比			備考（増要因等）
平成 30 年度	51,080,000 千円	145 件	1,565,178 千円	3.1%	補助金検討年度
令和元年度	53,020,000 千円	145 件	2,606,410 千円	4.9%	プレミアム付商品券事業補助金
令和 2 年度	50,680,000 千円	145 件	1,494,661 千円	2.9%	
令和 3 年度	49,720,000 千円	148 件	1,515,784 千円	3.0%	
令和 4 年度	52,650,000 千円	154 件	2,058,662 千円	3.9%	私立保育園等整備費補助金
令和 5 年度	55,280,000 千円	157 件	1,813,540 千円	3.3%	
令和 6 年度	56,730,000 千円	165 件	2,133,269 千円	3.8%	私立保育園等整備費補助金

【特別会計・企業会計の令和 6 年度補助金当初予算額】

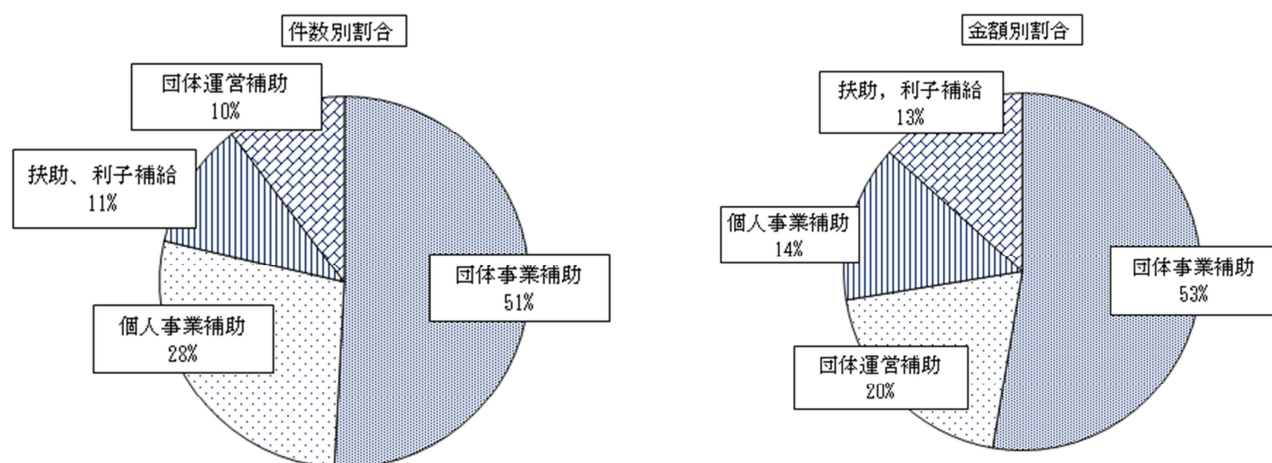
会計	予算額	補助金予算額、構成比			備考
国民健康保険	13,685,462 千円	4 件	55,485 千円	0.4%	人間ドック検診等補助等
後期高齢者医療	2,637,519 千円	2 件	17,300 千円	0.7%	人間ドック検診等補助
介護保険	12,774,922 千円	0 件	-	-	
下水道事業	8,088,082 千円	2 件	19,040 千円	0.2%	下水道接続事業等補助

令和 6 年度当初予算 補助金 計 173 件 2,225,094 千円

イ 補助金の性質別、H30 委員会提言別件数、令和 6 年度当初予算額

単位：件、千円

分 類	不要		要改善、継続		その他		合計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
団体運営補助	1	250	12	69,710	5	370,440	18	440,400
団体事業補助	3	1,350	63	642,150	22	528,118	88	1,171,618
個人事業補助			17	211,769	31	104,157	48	315,926
扶助、利子補給			10	138,728	9	158,422	19	297,150
計	4	1,600	102	1,062,357	67	1,161,137	173	2,225,094



令和 6 年度に予算化された補助金を「団体運営補助」「団体事業補助」「個人事業補助」「扶助、利子補給」の 4 区分に分類すると、件数別では団体事業補助が全体の 51%と、約半数を占めており、次点で個人事業補助が 28%と続いている。

一方、金額別の割合を見ると、やはり団体事業補助の割合が 53%と約半分を占めており、次点では最も件数の少なかった団体運営補助が 20%と続いている。団体運営補助の金額別割合が大きくなった要因として、団体運営補助では、社会福祉協議会補助金（予算額 171,994 千円）や、産業文化事業団本部運営補助金（予算額 100,653 千円）などの多額の補助金が含まれていることが挙げられる。上記 2 つの補助金は団体運営補助金 18 件、440,400 千円のうち、62%を占めている。

ウ 決算額の推移

土浦市の歳出決算額及び補助金に係る決算額（支出額）の推移は、次のとおりである。

令和２年度は、補正予算で特別定額給付金（新型コロナ対策のための１人あたり１０万円給付事業 14,131,800 千円）を計上し、支出したため、補助金の決算額、構成比ともに大きく増大している。

さらに、令和３年度以降も、新型コロナ対策のための補助金（令和３年度は児童１人あたり５万円を支給した子育て世帯への臨時特別給付金 1,891,800 千円、令和４年度は非課税世帯等を対象に１世帯あたり５万円を支給した価格高騰緊急支援給付金 763,350 千円、令和５年度は非課税世帯等を対象に１世帯あたり７万円を支給した物価高騰対応重点支援給付金 1,133,090 千円）を支出したことにより、コロナ禍以前までと比較すると補助金の決算額、構成比ともに増大している。

【一般会計歳出決算額の変遷】

年度	歳出決算額	補助金決算額、構成比		備考（増要因等）
平成 30 年度	50,889,767 千円	1,448,352 千円	2.8%	補助金検討年度
令和元年度	52,237,573 千円	1,694,990 千円	3.2%	
令和 2 年度	68,402,881 千円	16,398,486 千円	24.0%	特別定額給付金
令和 3 年度	57,224,962 千円	5,684,952 千円	9.9%	子育て世帯への臨時特別給付金
令和 4 年度	57,226,773 千円	3,951,433 千円	6.9%	価格高騰緊急支援給付金
令和 5 年度	61,026,655 千円	3,945,264 千円	6.5%	物価高騰対応重点支援給付金

【特別会計・企業会計の令和５年度補助金決算額】

会計	歳出決算額	補助金決算額、構成比		備考
国民健康保険	13,440,943 千円	46,234 千円	0.3%	人間ドック検診等補助
後期高齢者医療	2,241,468 千円	16,477 千円	0.7%	人間ドック検診等補助
農業集落排水事業	73,237 千円	350 千円	0.0%	下水道接続事業等補助
下水道事業	7,083,845 千円	13,723 千円	0.2%	下水道接続事業等補助

3 補助金の見直しの視点

今回の補助金の見直しに当たっては、主に次のような視点から、補助金を検討することとした。

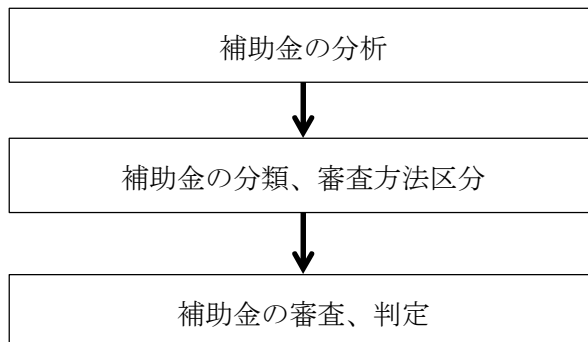
H30 委員会検討結果	平成 30 年度検討結果がどのように反映されているか、特に不要の提言にもかかわらず存続している理由等の検証
補助金の性質	団体の運営補助や事業補助を中心とした補助の妥当性の検証
補助率の態様	団体の公益性、補助の必要性の視点から、団体の活動と補助金の役割、自己負担があるべきものとその割合の検証
繰越額	予算規模や補助金額と比較して多額の繰越金が恒常的に生じているものの検証
経費の内容	公金である補助金の対象として、飲食費、慶弔費、旅費のうち、私的支出としての性格が強いものが含まれているかの検証
長期間補助	長期間に及ぶ補助制度が、時々ニーズに合ったものであるか、目的、達成度、制度見直しの必要性の検証
補助金の額	経済的効果、影響の検証
補助金の評価	目的を表す指標、目標値とその成果を検証

4 補助金の見直しの方法

(1) 見直しのフローチャート

今回の補助金の見直しに当たっては、令和6年度に予算化されている全補助金173件について、限られた時間の中で効率的な検討を行うため、できるだけ多くの補助金の実態を踏まえるべく、補助金を外形的特徴に応じた分類をした上で、個々の補助金の実態を審査した。

○見直し作業の流れ



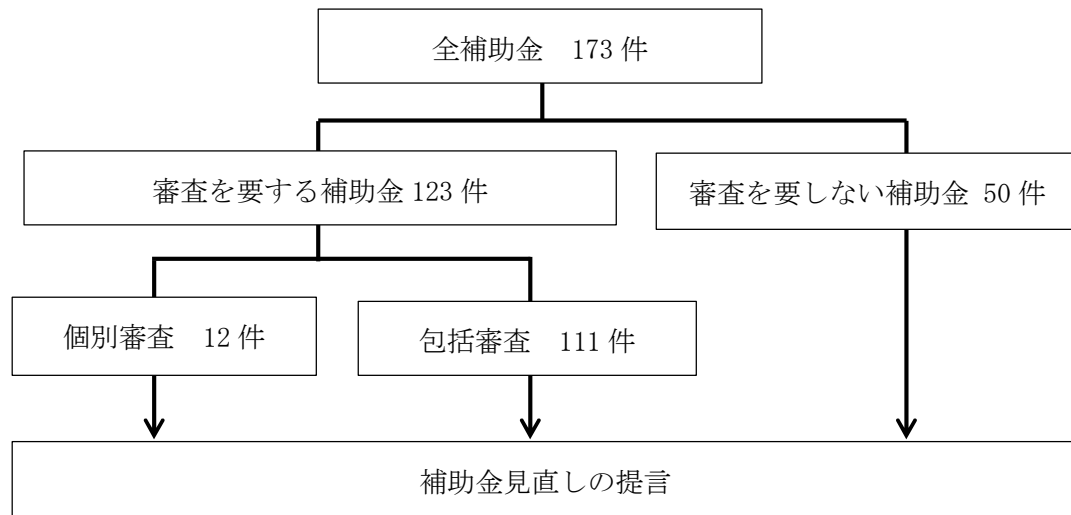
(2) 補助金の分類及び審査方法

ア 補助金の分類

令和6年度の全補助金（173件）を検討の対象とし、効率的な検討を進めるため、担当各課が作成した補助金評価シート等に基づき、審査区分基準を設け、次のように分類した。

審査区分		内 容	件数
審査を要するもの	個別審査	事業仕分け方式で担当課ヒアリングを行い、評価する。	12
	包括審査	書類審査の上、判定基準により包括的に評価する。	111
審査を要しないもの		別記イによる。	50
計			173

○分類・審査の流れ



イ 審査を要しない補助金の理由別件数

次に掲げる区分に該当する補助金 50 件については、見直しに当たっての検討はするが、市の裁量で改善できないもの、改善等の効果を期待しないものや当委員会の審査になじまないものであるため、具体の審査を要しないものとした。

区 分	理 由	件数
国・県の制度であり、市の裁量の余地のない補助金（いわゆるトンネル補助など）	国・県の定めた要綱に従い、国・県支出金を財源として市が交付するため、市は補助金制度の改善ができない。	20
廃止が決定しているもの、令和 6 年度限り制度化した補助金	新年度予算への反映が不要である。	3
政策目的で創設され 3 年を経過していない比較的新しい補助金（令和 4 年度以降のもの）	成果がまだ不十分と思われ、正確な評価判定が困難である。	25
産業文化事業団、社会福祉協議会の人件費を中心とした補助金	外郭団体の在り方や経営そのものの検証が必要となり、補助金審査の範囲を超える。	2
計		50

ウ 審査を要する補助金の審査方法の区分

審査を要する補助金 123 件は、補助金の性質、補助対象経費の内容、補助率、繰越額などの審査区分基準を参考に、令和 6 年度の補助金等検討委員会で審査の必要性が高いと判断したものを個別に審査し、その他についてはグループごとに包括的な審査を実施した。

エ 補助金のグループ分け

個別審査以外の補助金 111 件は、補助金評価シートの情報等により、その性質や内容、金額や補助率など、比較検討しやすいようになるべく類似の補助金同士でグループ分けし、グループごとに包括的に判定することを基本とした。

グループ数は、結果として下表のとおり 12 のグループに分類した。

○グループ別分類表

性 質	区 分	補助率、その他	審査対象件数	グループ名
団体運営補助 12 件	H30 年「不要」とされたもの	定額、定率、予算で定める額	1	A
	その他	定額、定率、予算で定める額	11	B
団体事業補助 62 件	主に地区が行うもの	定額、定率、予算で定める額	11	C
	主にイベント事業補助	定額、定率、予算で定める額	15	D
	補助率の高いもの	2 分の 1 超	10	E
	補助金が高額のもの	補助率 2 分の 1 以下、50 万円超	18	F
	補助率の低いもの	補助率 2 分の 1 以下、50 万円以下	8	G
	市施策補完型事業補助	定額、定率、予算で定める額	0	H
個人的事業	一般市民等への補助	定額、定率、予算で定める額	25	I
扶助、利子補給	扶助的補助、利子補給	定額、定率、予算で定める額	12	J
その他	その他、多額の繰越金があるもの	定額、定率、予算で定める額	0	K
	その他、少額補助	定額、定率、予算で定める額	0	L
計			111	

5 補助金の審査結果

審査対象補助金 123 件について、前記のとおり区分し、審査を行った。

各補助金の判定結果及び審査において寄せられた意見については、これを十分に尊重し、令和 7 年度以降の補助金の予算編成に反映されたい。

(1) 判定について

審査における判定については、おおむね次の基準により、各委員の判定をもとに原則として多数意見を採用し、委員会の判定とした。

なお、前回の平成 30 年度検討委員会において「不要」との判定を受け、今回の委員会においても「廃止を検討」との判定を受けた補助金は、土浦市女性団体連絡協議会補助金とミュージックフェス土浦開催事業費補助金（旧世界名曲鑑賞のつどい補助金）である。

ア 判定区分別件数

区 分	基準（例）	件数
廃 止 を 検 討 （廃止すべき補助金）	・ 補助の目的を達成しており、交付する理由がないもの ・ 社会経済情勢の変化等により、補助の目的がそぐわないもの ・ 補助金交付の効果が期待できないもの	7
見 直 し （見直しすべき補助金）	・ 補助金交付の目的・効果が不明確なもの ・ 高額、高率の補助で減額すべきもの ・ 補助目的から終期を明確化すべきもの ・ 類似のものと整理統合すべきもの ・ 補助以外の方法で制度を改めるべきもの	25
継 続（現行どおり）	・ 現行制度に問題がないもの ・ 継続して取り組む必要があるもの	91
合 計		123
審査除外		50

イ 補助金の分類別判定状況

(単位：件、千円)

分 類	廃止を検討		見直し		継続		合計		審査除外	
	件数	R6 予算額	件数	R6 予算額	件数	R6 予算額	件数	R6 予算額	件数	R6 予算額
団体運営補助	2	650	5	45,996	7	103,174	14	149,820	4	290,580
団体事業補助	4	1,550	18	132,443	48	518,664	70	652,657	18	518,961
個人事業補助	1	1,533	2	15,150	24	205,131	27	221,814	21	94,112
扶助的補助、 利子補給	-	-	-	-	12	146,832	12	146,832	7	150,318
計	7	3,733	25	193,589	91	973,801	123	1,171,123	50	1,053,971

ウ 各補助金の審査結果 別冊「令和6年度補助金審査判定一覧表」のとおり。

(2) 審査における意見について

審査における委員の意見を集約すると、大要は次のとおりである。

項 目	主な意見
補助対象者について	・補助対象者が固定化されている補助金がある。 ・受益者負担の適正化に努めてほしい。 ・同様な団体が複数存在し、団体ごとに類似の補助金を支出している場合もあることから、補助金の整理統合をすべきである。 ・交付実績がなく、需要がないとみられる補助金は廃止すべきである。
目的等について	・補助金を出すことが「手段」ではなく、「目的」となっているものがある。 ・社会経済情勢の変化により、補助の目的が失われたものや、既に達成されたとみられるものがある。 ・数年程度で目的を達成することが可能とみられるものについては、補助の終期を設定すべきである。
補助対象経費について	・補助金ではなく、市の直接事業として行うことを検討すべきものもある。 ・飲食費が補助対象となっているものがあり、見直すべきである。

項 目	主な意見
補助額、補助率 について	・物価高による経費増が見込まれる補助金もあるため、適正な補助を行うように見直しに努めること。 ・団体補助において、会員数に比して補助金額が多いものや、会員数減少しているものについては、補助金額を見直すべきである。 ・重要度が高まっているものについては、補助金の増額や対象経費の拡大も検討するべきである。
補助金の審査 全般について	・目的、目標が明記されていない補助金が散見される。適正な目標を定めるように努めること。
その他	・周知の方法について、再度検討すべき補助金がある。 ・財源確保のため、クラウドファンディングや市民、企業からアイデアを募る方法もある。

6 今後の補助金の在り方について

補助金の在り方については、H30 委員会においても示されており、前記審査を実施する中で、一定の改善が見られたところである。一方で、補助金制度の問題点や課題がそのまま残り、未だ改善が進まないものもあったことから、当委員会の意見は、社会状況の変化等も踏まえ、H30 委員会意見の一部を修正し、次のとおりとする。

(1) 補助金交付基準の明確化、統一的な基準の作成

補助金の交付にあたっては、目的を明確にし、補助事業者のどの事業、どの経費に対して補助をするのか、具体的に定めるべきである。さらに、当該経費への補助を行うことで本当に目的が達成できるのか、内容をよく確認すべきである。

団体の組織運営に係る経費の補助（団体運営補助）については、補助金の目的は、団体が存続するためではなく、団体の事業活動が公益性を有するために補助を行うのであるから、補助金の対象を明確化し、運営費から事業費に対する補助へ切り替えるべきである。

また、個々の補助金のゼロベースでの見直しや、今後新たに創設される補助金の統一的な基準となるような市としての指針等を設けることも検討すべきである。

(2) 補助金対象経費の明確化

補助金の原資が税金であることを再認識し、団体補助における飲食費や視察研修旅費のうち私的人格が強いものの他、慶弔費、団体の一般管理費的な経費は、補助対象経費から除外すべきである。補助団体においては、これらの除外すべき経費に補助金を充当していないことを明示できるよう、補助対象経費とそれ以外の経理区分を必ず明確化すること。

また、団体の下部組織に補助金を配分している事例があるが、下部組織における補助金の使途を把握できていない事例があるため、適切に管理するよう改善を求める。

(3) 補助金の成果、効果の評価

過去の検討委員会により効果が認められる部分はあるものの、一部の補助金については、提言内容が反映されていないものも散見される。今回の検討委員会による提言の実効性を担保するためにも、補助金の交付者である市は、それぞれの補助金の目的、目標について改めて見直した上で、補助金が正しく使われ、どこまで達成できたのか、その成果や効果を、定量的なデータに基づいて評価し、有効性を確認されたい。そして、その結果を補助金の継続（廃止）や見直しに関する根拠とされたい。

(4) 市の目指すべき政策との整合

保育の充実等の少子化対策や、中心市街地活性化、防災等の各分野における補助金については、社会経済情勢の変化に応じて、ここ数年の間に新設されたものが多くなっているが、これらは市の総合計画に位置付けられた政策的な補助金であるとの認識の下、定期的に効果の検証を行い、市全体で目指すべき政策と整合するよう努められたい。

(5) 補助金対象事業等の見直し、協働等による充実

長期間にわたって存続する補助金については、創設当時とは社会背景等が異なり、補助金を交付する理由が薄れたり、失われたと思われるものもある。これまでの補助による効果等の検証を行い、市民が求めるニーズを的確に捉え、廃止を含めた見直しを検討すべきである。

なお、団体補助においては、市が実質的に団体の事務局となっているものが複数存在しているが、団体との関係性が固定化し、補助金の見直しを困難にさせる要因となっていることから、間に第三者を介在させるなど、団体との関わりを見直すことが必要である。

また、補助金行政は、市民との協働を推進する手段として、最適なものと位置づけることができるものと判断し、「最小の経費で最大の効果」を引き出す効果もあることから、今後も広く市民等からの提案型事業を募り、当該事業に対する補助制度を継続・充実していくことが必要である。

(6) 補助金対象事業等の整理統合

類似の目的を持って活動を行う団体が複数存在している場合で、それぞれに別件の補助金が交付されていたり、特定の団体だけに補助金が交付されていたりする事例が見受けられたが、補助金が重複することによるロスや無駄が懸念されるため、公平性や効率性の観点からも、当該団体とも協議され、補助金の整理統合に努められたい。

また、一部の分野においては、補助金のメニューが細分化され、複数存在していることから、内容を精査し、分野毎に柔軟な運用ができるよう、こちらも整理統合に努められたい。

(7) 補助率等の適正化

補助率が10分の10であるもの、定額であるもの、予算で定める額とされているものがあるが、原則として補助対象経費の2分の1以内にするものとすべきである。

補助事業の中には全額補助金を財源とするものがあるが、こうした制度下では、補助金を使い切り、「消化する」意識となり、コスト削減はできない。特に定額補助の場合、事業費の多寡にかかわらず一定額の補助金が交付され、多額の繰越金が生じている事例も見受けられるため、金額の精査を行うか、又は補助率を定め、補助金額の適正化を図るべきである。

（８）補助金の交付期間または終期の設定

補助金は公益性について常にチェックする必要があることから、交付期間又は終期を設定し、一定の期間（３年程度）ごとに成果等を検証し、改めて交付について判断すべきである。

また、長期間に及ぶ補助金交付は、補助金の既得権化につながるだけでなく、補助金の継続自体が目的化してしまう場合があることから、好ましいことではなく、交付期間の上限を設定すべきである。

（９）透明性の確保、交付にあたっての審査等

補助金の財源は市民の税金であることから、制度の運用に当たっては、常に公益性、公平性、明確性と市民への説明責任が求められ、その制度や運用には透明性が確保されている必要がある。

補助金申請書及び実績報告書など、補助金の一連の手續に係る書類は、補助金制度にとって極めて重要なものであることから、分かりやすい内容で、経理の区分が明確なものであるよう、改善することが必要である。

また、その審査においても、チェック項目や過程が明らかなものである必要があることから、第三者による評価や補助団体に対する監査の実施も検討するなど、より良い補助制度となるよう努められたい。

（１０）補助金等検討委員会の審査手法、審査周期について

今回、「継続」判定とされた補助金の中にも、潜在的な課題を持つ補助金もあると思われることから、今後の補助金検討の手法としては、これまで個別審査の対象とならなかった補助金などにも焦点を当てるなど、前例にとらわれない、幅広い視点から、効果的な審査の手法を検討されたい。

また、補助金については、不断の見直しが必要であることから、引き続き定期的に、概ね５年を目安として検討委員会の実施を望む。

7 終わりに

国、地方を問わず厳しい財政状況が続いている中、ますます多様化し、増大する市民ニーズに対して、満足度の高い行財政運営を展開していくためには、限られた財源を有効に配分していくことが不可欠である。このような背景から、補助金等検討委員会は、限られた時間ではあったが、行財政改革の一端を担うべく、補助金の検討を実施したところである。

今回検討の対象とした補助金は、平成 30 年度にも検討されたものが全体の 8 割以上を占めており、その提言に沿った改善も見受けられたものの、中には前回とほとんど変わらないものも少なかった。一つの補助制度の長期化は、既得権化・形骸化するおそれがあることから、社会経済情勢が目まぐるしく変わり、市民ニーズが多様化する中にあっては、常にその時々状況に合わせた改善が求められる。また、限られた財源を最大限に有効に活用するため、常にスクラップアンドビルドを推進していくことが必要であり、今後新たに創設される補助金についても、この提言の内容を踏まえた制度設計が望まれる。

こうしたことから、補助金については不断の見直しが必要であるため、検討委員会の開催周期について、新たに提言を追加したところである。その際、次の見直しで用いられる基準（フィルター）の予想、先取りをし、それに適合するような新しい補助金制度を構築することが肝要である。また、この提言がどのように施策に反映されたのか、あるいは反映されなかったのか、明らかにする必要がある。

審査した補助金の中には、先進的で今後の市の施策の中心になると思われるものや、市の活性化に大いに寄与しているもの、市民の健康や生活に有意義なものもあるが、補助金についてもあくまで財源は税金であるという視点に立って、内容等の積極的な見直しを行いながら、当委員会の提言を反映し、補助金制度の更なる充実を図ることを望むものである。

参 考 資 料

土浦市補助金等検討委員会審議経過

土浦市補助金等検討委員会委員名簿

土浦市補助金等検討委員会規則

土浦市補助金等検討委員会審議経過

令和 6 年 6 月 25 日	第 1 回検討委員会 ・ 市長挨拶 ・ 委員長、副委員長の選任 ・ 土浦市の補助金等の概要についての事務局からの説明 ・ 補助金等の見直しの考え方とこれまでの経緯についての事務局からの説明 ・ 検討の進め方についての事務局からの説明 ・ スケジュールについての確認
令和 6 年 7 月 17 日	第 2 回検討委員会 ・ 検討の進め方についての審議 ・ 個別審査対象の選別についての審議
令和 6 年 7 月 31 日	第 3 回検討委員会 ・ 個別審査（7 件）
令和 6 年 8 月 8 日	第 4 回検討委員会 ・ 個別審査（5 件）
令和 6 年 9 月 26 日	第 5 回検討委員会 ・ 包括審査結果の検証、審議 ・ 提言書（案）についての審議

土浦市補助金等検討委員会委員名簿

	氏 名	職 業 等
委員長	定野 司	(一社) 新しい自治体財政を考える研究会 代表
副委員長	荒木 雅江	税理士 税理士法人 IBC 事務所
委 員	猪俣 弘一	カスミグループ労働組合連合会 事務局長
委 員	古徳 尚子	弁護士 礎法律事務所
委 員	吉田 薫	(株) ヨシダアート代表取締役社長

土浦市補助金等検討委員会規則

平成 12 年 5 月 31 日 規則第 42 号

(設置)

第 1 条 市が交付する補助金等(土浦市補助金等交付規則(平成 13 年土浦市規則第 36 号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を検討するため、土浦市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に助言するものとする。

- (1) 補助金等についての基本的な考え方に関すること。
- (2) 補助金等の現状及び問題点に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、第 2 条の規定による助言がなされたときまでとする。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長公室財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 3 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 5 月 9 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。